

令和 7 年度宇城市空き家改修等事業補助金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宇城市内の空き家を有効活用することにより、宇城市への移住、定住及び関係人口の増加により、地域の活性化を図るため、空き家・空き地バンク制度を活用して、空き家を購入、又は賃貸した者が行う当該空き家の改修等に対し、予算の範囲内で宇城市空き家改修等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇城市補助金等交付規則（平成 17 年宇城市規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 宇城市空き家・空き地バンク制度実施要綱（平成 25 年宇城市告示第 148 号。以下「空き家・空き地バンク要綱」という。）第 2 条第 1 号に規定する空き家をいう。
- (2) 空き家・空き地バンク 空き家・空き地バンク要綱第 2 条第 4 号に規定する空き家・空き地バンク制度をいう。
- (3) 空き家・空き地バンク登録物件 空き家・空き地バンク要綱第 4 条第 3 項の規定により物件情報登録台帳に登録された空き家をいう。
- (4) 利用者 空き家・空き地バンク要綱第 8 条に規定する利用者情報登録者をいう。
- (5) 移住 永く住むことを前提に市外から市内に住所を異動し、生活の本拠を本市に置くことをいう。
- (6) 定住 住所の異動の有無にかかわらず、本市に生活の本拠を置き、永く住むことをいう。
- (7) 所有者 空き家・空き地バンク要綱第 2 条第 3 号に規定する所有者をいう。
- (8) 宿泊施設 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条に規定する営業を目的とした施設をいう。
- (9) 店舗 小売業、飲食店若しくは飲食サービス業その他これらに類する事業又は本市への集客やイメージアップに有用で、まちづくりに寄与する事業を営む店舗（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を目的とした店舗を除く。）であって、店内での商品等の提供及びサービスを行う部分をいう。
- (10) 市税等 市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。
- (11) 暴力団 宇城市暴力団排除条例（平成 23 年宇城市条例第 17 号。

以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。

(12) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 空き家・空き地バンク登録物件において、賃貸借契約を締結した所有者又は利用者

(2) 空き家・空き地バンク登録物件を購入した利用者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができないものとする。

(1) 市税等を滞納している者

(2) 3親等以内の親族間において、当該空き家に係る売買契約又は賃貸借契約を締結した者

(3) 補助対象事業に関して、国、県又は市の制度による他の補助等を受けている者。ただし、耐震改修工事は除く。

(4) 暴力団員、暴力団又はそれらと密接な関係を有する者

(5) 暴力団員、暴力団又はそれらと密接な関係を有する者と本補助事業に係る契約をした者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、前条第1項に規定する者が、住居、宿泊施設又は店舗として行う別表1に定める事業とする。

2 補助対象事業は、第7条第1項の規定による補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに完了しなければならない。

(補助金の交付額等)

第5条 補助金の交付額は、前条に規定する補助対象事業に要した経費(消費税及び地方消費税に相当する額は除く。)に、別表2に定める補助率を乗じて得た額とし、その限度額は100万円とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、空き家・空き地バンクに登録された空き家1戸につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、宇城市空き家改修等事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書・収支予算書(別紙1)

(2) 同意書(別紙2)

(3) 確認書(別紙3。当該空き家の居住者が県外からの移住の場合に限

る。)

- (4) 収支予算書の根拠となる書類（見積書等）の写し
- (5) 実施する改修工事の詳細がわかる書類（工事明細書、設計図等）の写し
- (6) 改修工事着手前の写真
- (7) 売買（賃貸借）契約書の写し
- (8) 市税等の未納がないことの証明書（発行されて3月以内のもの）

2 前項の申請書の提出期限は、売買又は賃貸借契約をした日から6月までとする。

（補助金額の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認め補助金の交付を決定したときは、宇城市空き家改修等事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 補助対象事業による改修工事の着手は、前項の決定通知を受け取った後に行うものとする。

（補助金の変更等の申請）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業を変更又は廃止するときは、宇城市空き家改修等事業補助金変更（廃止）申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。ただし、補助対象事業の内容に変更がなく、補助対象経費の10分の3を超えない額の変更については、この限りではない。

- (1) 変更内容が確認できる書類（図面等）の写し
- (2) 見積書又は改修工事に係る契約書の写し
- (3) その他必要に応じて変更内容を説明できる書類

（交付決定の変更等の通知）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の変更又は取消しを決定したときは、宇城市空き家改修等事業補助金交付決定（変更・取消）通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日を経過する日又は令和8年3月20日までのいずれか早い日までに宇城市空き家改修等事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業に係る経費の支払額がわかる書類（領収書等）の写し
- (2) 改修工事完了後の写真

- 2 交付決定者のうち、交付申請時において、住民票の異動を予定していた者については、前項の書類を提出するまでに住民票を異動しておくこととし、異動していない場合は補助率を変更するものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇城市空き家改修等事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに宇城市空き家改修等事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに補助金を当該交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、やむを得ない理由により市長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反していることが認められたとき。
- (3) 補助対象事業を申請年度内に完了させることができないとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、宇城市空き家改修等事業補助金交付取消通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の通知を受けた者(同一世帯者を含む。)から、再度当該補助金の交付申請があったときは、その申請を受理しないものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、宇城市空き家改修等事業補助金返還命令書(様式第9号)により、期間を定めて既に交付した補助金の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 前条第1項に規定する交付の取消しを受けたとき。
- (2) 第11条の規定による額の確定の通知を受けた日の翌日から起算して5年以内に、改修又は物品撤去をした空き家を取り壊し、又は売却したとき。

(証拠書類の保管)

第15条 規則第26条に規定する証拠書類の保管期間は、補助金の交付を

受けた年度終了後 5 年間とする。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

対象となる事業	内容	
間取りの変更	間取りの変更、部屋等の増築・減築	
設備の改修	給排水設備	水回り（台所、浴室、便所、洗面所）の改修、給湯設備の設置・改修
	電気設備	引込配線工事、分電盤工事、コンセント増設等
	上下水道工事	宅内配管工事（井戸水を使用する場合は、ポンプの交換を含む。）ただし、上水道設備又は井戸設備のどちらかのみとする。
耐久性能改修	床、畳の張替え・表替え、壁、天井改修（クロス、タイルの張替え等）、建具、サッシ交換、屋根改修（雨漏り修繕含む）、外壁塗装	
省エネ改修	断熱材の設置、窓の断熱改修	
防災、防犯対策改修	雨戸の設置・改修、火災報知器の設置・交換、インターホンの設置・交換	
エクステリア改修	建物と一体となったテラス、ベランダの設置・改修	
物品撤去	家財等の撤去・処分	

備考

次に掲げる工事等は対象としない。

- (1) 外構工事（塀、門扉、庭、車庫、カーポート、倉庫、アプローチ等）
- (2) 庭木の剪定、除草及び白蟻防除工事等
- (3) 住宅構造の改修工事を伴わない備品等の購入及び設置工事（エアコン等の電化製品、照明器具、テレビアンテナ、家具、カーテン、物置、太陽光パネル等）
- (4) インターネット回線工事
- (5) 新規のさく井工事

別表 2（第 5 条関係）

補助対象者		用途	申請者の 住民票異動	補助率	補助 上限額
利用者	個人	自己の居住用物件(賃貸借物件を除く。)	あり	2 分の 1	1 0 0 万円
			なし	3 分の 1	
		居住用賃貸借物件	—		
		宿泊施設	—		
		店舗	—		
	法人	居住用賃貸借物件	—		
		宿泊施設	—		
		店舗	—		
所有者	個人	居住用賃貸物件	—		
	法人		—		

※補助申請以前から収益目的の賃貸物件として使用されていた場合は対象外とする。